

令和4年3月25日

一宮市老人クラブ連合会規約の主な変更点

1. 一宮市老人クラブ連合会細則を策定
 - (1) 経費に係る単位クラブの負担金に関する事項
 - (2) 慶弔に関する事項
 - (2) 交通費補助に関する事項
 - (4) バッジの取り扱いに関する事項

2. 役員会と理事会との区分化
* 役員会の条文を新たに設定

3. 役員の見直し

4. 現状に合った規約改正

5. 付則のスリム化

以上

「お礼」調 → 「すき」調

一宮市老人クラブ連合会規約（案）

令和4年3月25日

（名称）

第1条 本会は、一宮市老人クラブ連合会と称します。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を一宮市東五城字備前12番地一宮市社会福祉協議会尾西支部内に置きます。

（連絡所）

第2条の2 本会は、事務の円滑化を図るため、一宮市栄3丁目1番2号尾張一宮駅前ビル4階一宮市社会福祉協議会本部内に一宮連絡所、一宮市木曾川町黒田字西沼51番地一宮市社会福祉協議会木曾川支部内に木曾川連絡所を置きます。

（目的）

第3条 本会は、一宮市内の老人クラブの普及及び発展を図り、広く老人福祉の推進に寄与することを目的とします。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を遂行するため、次の事業を行います。

- (1) 老人クラブの連絡及び調整に関すること。
- (2) 老人クラブの育成及び指導に関すること。
- (3) 老人クラブに関する調査及び研究に関すること。
- (4) 老人クラブ指導者研修会の開催に関すること。
- (5) 関係機関団体の連絡に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

（構成）

第5条 本会は、一宮市内の各連区に結成された老人クラブ連合会に加入の老人クラブをもって構成します。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置きます。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名 (5名)

うち1名は、女性の代表の中から選任する。

(3) 会計 1名

(4) 監事 2名

(会長、副会長及び会計)

第7条 会長は、理事会において理事の中から選任します。選考委員会（副会長で構成）を設置して理事の中から候補者を選出して理事会で承認します。

2 副会長及び会計は、会長が委嘱し理事会で承認します。

3 会長は、本会を代表し、会務を統轄します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理します。

5 会計は、本会の経理を担当します。

(理事)

第8条 理事は、各連区の老人クラブ代表者の職にある者をもって充てます。

2 理事には女性の代表若干名を加えます。

(監事)

第9条 監事は、理事会において理事の中から選任します。

2 監事は、会務の執行状況及び会計を監査し、これを理事会に報告します。

(任期)

第10条 会長の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 会長を除く役員の任期は、1年とします。

3 補欠による会長の任期は、前任者の残任期間とします。

4 会長は、任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行います。

(名誉会長)

第11条 本会に名誉会長を置くことができます。

2 名誉会長は、会長が理事会に諮り、委嘱します。

(役員会)

第12条 役員会は会長が必要に応じ招集し、開催するものとします。

2 本規約に明文のない事項については役員会に諮り、理事会の承認を経るものとします。

(理事会)

第13条 理事会は会長が招集し、その議長は会長もしくは会長の委嘱した者がこれに当たります。

2 理事会は、月1回開催するものとします。

3 事業に伴う予算及び決算は、理事会において決定、承認します。

4 理事会の議事並びに規約の改正は、出席者の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(経費)

第14条 本会の経費は、次に掲げるものとします。

(1) 単位クラブの負担金、~~慶弔に係る事項及び交通費補助金~~

(2) 補助金、助成金及び委託金

(3) その他の収入~~及び支出~~

2 前項第1号については、~~細則に定めます。~~

(専門部会)

第15条 本会には次の専門部会を置き、理事をもって構成するものとします。

ただし、女性部については、各連区役員の代表者をもって構成するものとします。

(1) 教養部

各種研修会の計画実施、会報の発行等に関すること。

(2) 社会奉仕部

社会奉仕活動の計画実施等に関すること。

(3) 体育部

各種スポーツ大会の計画実施等に関すること。

(4) 女性部

友愛活動の推進及び女性リーダーの育成等に関すること。

(5) 事業改革部

市老連事業の改革に関すること。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(細則)

第17条 この規約の施行について必要な細則は、役員会に諮り理事会の承認を経て会長が定めるものとします。

(付則)

- 1 本規約は、昭和39年7月14日から施行します。
- 2 本規約の一部改正は、昭和45年5月15日から施行します。

以下中略

- 15 本規約の一部改正は、平成29年4月1日から施行します。
- 16 本規約の一部改正は、令和元年11月1日から施行します。
- 17 本規約の一部改正は、令和4年 月 日から施行します。

令和4年3月25日

一宮市老人クラブ連合会細則（案）

(経費) 1. 一宮市老人クラブ連合会の経費に係る単位クラブの負担金に関する細則

第1条 この細則は一宮市老人クラブ連合会第14条第1項の規定に基づき定める。

(1) 第2条 単位クラブ負担金は年9,500円とする。

付 (附則)

本細則は令和4年 月 日から施行する。

(慶弔) 2. 一宮市老人クラブ連合会の慶弔に関する細則

第1条 この細則は一宮市老人クラブ連合会第14条第1項の規定に基づき定める。

第2条 本会の経費は次に掲げるものとする。

(1) 第1項 会長に関するもの

ア、会長が入院した場合（10日以上入院の場合） 5,000円

イ、会長が死亡の場合 ・香典 20,000円 ・生花 1対（家族葬は除外）

(2) 第2項 理事に関するもの

ア、理事が入院した場合（10日以上入院の場合） 5,000円

イ、理事が死亡の場合 ・香典 10,000円 ・生花 1対（家族葬は除外）

(3) 第3項 単位クラブに関するもの

ア、クラブ長が死亡した場合 香典 5,000円

付 (附則)

本細則は令和4年 月 日から施行する。

(交通) 3. 一宮市老人クラブ連合会の交通費に関する細則

第1条 この細則は一宮市老人クラブ連合会第14条第1項の規定に基づき定める。

第2条 交通費として年間5,000円補助する。

第3条 交通費補助対象事業として、理事会・事業・専門部会等とする。

(附則)

本細則は令和4年 月 日から施行する。

(バッジ) 4. 一宮市老人クラブ連合会理事バッジの取り扱いに関する細則

第1条 この細則は一宮市老人クラブ連合会第12条第2項の規定に基づき定める。

(1) 第2条 全理事に貸与する。

(2) 第3条 理事交代時は新理事に引継ぐ、紛失した場合は連区負担で購入する。

5年以上務めた場合は貸与する。

(付則)

本細則は、令和4年 月 日から施行する。